



平成 30 年 1 月 26 日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北 本 幸 寛
(コード番号 6 8 1 9)
問い合わせ先
経営企画室室長 桑 原 亮 介
電 話 番 号 0 3 - 5 4 6 4 - 2 3 8 0

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、控訴人より控訴の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 29 年 12 月 8 日（控訴状送達日平成 30 年 1 月 25 日）
2. 控訴人 小松 裕介（当社前代表取締役）
3. 控訴の内容
原判決は法的判断の誤りがあり、又事後的判断であることから、その結果として法令解釈適用の誤りを生じさせたものです。そして、本件は自己保身目的ではなく株主共同の利益の確保のために行われたものであります。
よって、控訴人としては原判決を是認することができないとのことにより、控訴の提起に至ったものであります。
4. 控訴の提起に至るまでの経緯
平成 27 年 8 月 5 日付「当社前代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にありますとおり、控訴人が平成 26 年 6 月以降、多額の使途不明の弁護士費用を当社から支払ったことに関し、当社がそれにより蒙った損害の賠償を求める訴訟の提起を行ってまいりました。
平成 29 年 11 月 22 日に、東京地方裁判所において、2,682 万 8,392 円及びこれに対する平成 27 年 8 月 31 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員（本日現在約 320 万円）の支払などを命じた、第 1 審の判決の言渡しがありました。
これに対して、控訴人がこの判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。
5. 今後の見通し
本控訴審においても、第 1 審に引き続き当社側の正当性を主張してまいります。
本訴訟が当社連結業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事象が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上